

平成24年度の 国民健康保険税

国民健康保険は、加入者の皆さんがお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。また、国民健康保険税は医療費の支払いに充てるための大切な財源です。

平成24年度の国民健康保険税は、下記の表に基づき、医療分、支援金分、介護分の合算により算定されます。



| 区分 | 賦課基準 | 税率 | | |
|-----|----------------------|---------|--------|--------|
| | | 医療分 | 支援金分 | 介護分 |
| 所得割 | 前年中の総所得から基礎控除を差し引いた額 | 6.0% | 2.0% | 1.0% |
| 資産割 | 当該年度の固定資産税額 | 29.0% | 8.0% | 5.2% |
| 均等割 | 被保険者一人あたり | 18,400円 | 4,600円 | 5,700円 |
| 平等割 | 一世帯あたり | 20,800円 | 5,200円 | 4,500円 |
| 限度額 | 世帯の賦課限度額 | 51万円 | 14万円 | 12万円 |

軽減・減免制度

国民健康保険税には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や特別な事情が生じた場合の「減免制度」が

あります。

◆軽減制度

前年中の所得が一定の基準以下の世帯は、保険税の均等割と平等割が、世帯の所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。

※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をしてください。

◆減免制度

火災や天災等で財産に大きな損害を受けたり、事業の不振等により所得が皆無になった場合などには申請によって保険税の一部が減免される制度があります。

◆75歳以上のかたと同居世帯の軽減制度

①保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ5年間同じ軽減を受けることができます。

②国民健康保険の被保険者が一人になる場合は、5年間

平等割で賦課される保険税が半額になります。

◆75歳以上のかたと同居世帯の減免措置

75歳以上のかたが会社の健康保険などから、後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者のかた(65歳～74歳)が国民健康保険に加入する場合、申請により保険税の一部減免が受けられます。



国民健康保険税の納付

◆普通徴収のかた

7月中旬に納税通知書(一般納付分・口座振替分)を送付します。

◆特別徴収のかた

本徴収(10月・12月・2月)の決定通知書を送付します。

■お問合せ 保険年金課

岩井庁舎 内線1735